

掲示期間
6.20～6.30

新潟市告示第398号

容積率制限緩和規定適用除外区域の指定について

容積率制限緩和規定適用除外区域を指定したので告示する。

平成18年6月21日

新潟市長 篠田 昭



建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号の規定により、新潟市都市計画審議会の議を経て指定する区域を次のとおり指定し、平成18年8月21日から施行する。

1 指定する区域

新潟市内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域